



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件

(財務・農林水産一八)

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一九）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一〇）

○農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一四八）

(農林水産一一四八)

○漁業近代化資金金融通法施行規程の一部を改正する件（同一一四九）

- 四 (原稿作成 曹士印刷局)

三 二

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (同一一五〇)

〔その他告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件
(総務二六一)

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Aに係る日本国による留保の撤回に関する件
(外務二七一)

○不正取得された無効旅券の告示
(同二七二)

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則に基づき経済産業大臣、環境大臣が定める事項の一部を改正する告示
(経済産業・環境七)
(国土交通五三六)

○砂防法第二条の土地を指定することもに、直轄砂防工事を施行する件
(国土交通五三七)

○高速自動車国道に関する件
(同五三七)

○道路に関する件
(四国地方整備局四三)

○道路に関する件
(九州地方整備局九一)

○都市計画に関する件 (同九二)

○道路に関する件 (北海道開発局六四)

○都市計画に関する件
(沖縄総合事務局一二)

國外派遣組織

〔官厅報告〕

- # 内閣 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 郵政民営化委員会事務局 船舶活用医療推進本部事務局

〔人事異動〕

○

3

○

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生、所有

会社その他

内閣特定複合開発施設区域整備推進本部事務局 郵政民営化委員会事務局 船舶活用医療推進本部事務局

六

法規的告示

○農財林水產省告示第十八號

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。

二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

株式会社日本政策金融公庫法(以下「法」という)附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とする。

二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」といふ）でこれを対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

十一 年 下 以 下	十二 年 下 以 下	十三 年 下 以 下	十四 年 下 以 下	十五 年 下 以 下	十六 年 下 以 下	十七 年 下 以 下	十八 年 下 以 下	十九 年 下 以 下	二十 年 下 以 下	二十 一 年 下 以 下
十一 年 超 十 二 年	十二 年 超 十 三 年	十三 年 超 十 五 年	十四 年 超 十 六 年	十五 年 超 十 八 年	十六 年 超 二 十 五 年	十七 年 超 二 十 八 年	十八 年 超 二 十 五 年	十九 年 超 二 十 八 年	二十 年 超 二 十 五 年	二十 一 年 超 二 十 八 年
年一分四厘五毛	年一分五厘五毛	年一分六厘五毛	年一分七厘五毛	年一分八厘五毛	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘	年一分九厘
年一分三厘五毛	年一分二厘五毛	年一分一厘五毛	年一分五毛	年一分五毛	六年以下	六年以下	八年を超 九 年	六年を超 八 年	八年を超 九 年	十一年を超 十 二 年
以下	以下	以下	以下	以下	九年を超 十 一 年	九年を超 十 一 年	八年を超 九 年	六年を超 八 年	八年を超 九 年	以下

償 還 期 限	利 率
掲 げ る 利 率 と す る。	<p>号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかるわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。</p>

十二年を超える十三年 以下	年一分五厘五毛
十三年を超える十五年 以下	年一分六厘五毛
十六年を超える十八年 以下	年一分七厘五毛
十八年を超える三十五年 以下	年一分八厘五毛
十七年を超える三十五年 以下	年一分九厘
十八年を超える三十五年 以下	年一分九厘五毛
十七年を超える三十五年 以下	年二分

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省告示第十九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年定める利息を定める件）の一部を次のように改訂する。

令和七年七月十八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 村上誠一郎

農林水産大臣 小泉進次郎

改 正 後	改 正 前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 村上誠一郎

農林水産大臣 小泉進次郎

改 正 後	改 正 前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百四十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改訂する。

令和七年七月十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

改 正 後	改 正 前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあつては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分以内となる資金にあつては、年三分二厘五毛とする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第一条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百四十九号
漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十八日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎

農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎

農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎

その他の告示

○総務省告示第一百六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十八日

総務大臣 村上誠一郎

名 称 令和七年度ホーク・中S A M 部隊実射訓練参加部隊
国 外 派 遣 期 間 令和七年七月二十一日から令和七年十一月十九日まで

派 遣 人 数（概数）百五十人程度

派 遣 地 域 アメリカ合衆国ユタ州

○外務省告示第一百七十一号

日本国政府は、平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「条約」という。）附属書Aにペルフルオロオクタン酸（PFOS）、その堿及びPFOS関連化合物を加える改正（令和元年十二月三日付け国際連合事務総長書簡）につき、条約第二十二条第3(b)及び4の規定に基づいて留保を付していたところ、この留保を撤回する旨を令和七年一月二十六日に条約の寄託者である国際連合事務総長に通告した。

よって、当該改正は、令和七年一月二十六日に日本国について効力を生じた。

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第一百七十二号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

令和七年七月十八日

外務大臣 岩屋 豪

旅券番号 T S 3355759 発行年月日 2019年5月9日

○経済産業省告示第七号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十六条の規定による届出があつたので、同令第三十五条第一号の規定に基づき公示する。

令和七年七月十八日

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

○(四)(三)(二)(一)

登録講習機関の名称 一般社団法人東京都金属プレス工業会

廃止しようとする講習の業務の範囲 講習の実施に係る業務

廃止しようとする年月日 令和七年七月十五日

廃止の理由 受講者数の減少及び事業取扱い悪化のため

○国土交通省告示第五百三十六号

砂防法（明治二十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(二) 砂防法第二条の土地の表示

群馬県桐生市川内町五丁目の区域内の土地

のうち、次の一点から四点までを順次結んだ

線、四点と五点を平成六年建設省告示第千九

百二十六号で指定した同号九に掲げる土地の

境界線に沿つて結んだ線、五点から八点まで

を順次結んだ線、八点と九点を平成十二年国

土交通省告示第千九百四十三号で指定した同

号十一に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線、九点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を令和三年国土交通省告示第千四百十号で指定した土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

	点	北緯	東經
1	36°33'13.1700"	139°15'18.2699"	
2	36°33'13.3714"	139°15'17.8904"	
3	36°33'13.3891"	139°15'17.2469"	
4	36°33'13.2314"	139°15'16.9142"	
5	36°33'13.4787"	139°15'16.2684"	
6	36°33'13.5078"	139°15'15.1953"	
7	36°33'13.9274"	139°15'14.3401"	
8	36°33'14.6415"	139°15'13.7262"	
9	36°33'14.9540"	139°15'14.7086"	
10	36°33'15.4708"	139°15'14.1256"	
11	36°33'15.9229"	139°15'13.7695"	
12	36°33'16.5437"	139°15'13.0315"	
13	36°33'17.2618"	139°15'12.7749"	
14	36°33'18.7090"	139°15'12.7477"	
15	36°33'17.9642"	139°15'13.1665"	
16	36°33'17.3343"	139°15'13.2676"	
17	36°33'16.9471"	139°15'13.7841"	
18	36°33'16.6049"	139°15'14.7185"	
19	36°33'15.7599"	139°15'15.4659"	
20	36°33'15.4717"	139°15'16.1697"	
21	36°33'15.3457"	139°15'17.0233"	
22	36°33'15.9083"	139°15'18.1010"	
23	36°33'15.3199"	139°15'18.8736"	
24	36°33'14.7191"	139°15'18.7417"	
25	36°33'14.5897"	139°15'18.0845"	
26	36°33'14.1693"	139°15'17.6712"	
27	36°33'13.9331"	139°15'18.1162"	
28	36°33'13.6080"	139°15'18.1471"	
29	36°33'13.4302"	139°15'18.4821"	

(二) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(二) 砂防法第二条の土地の表示

群馬県桐生市黒保根町下田沢の区域内の土

地のうち、次の一点から二十九点までを順次

結んだ線及び一点と二十九点を結んだ線に囲

まれた土地の区域

(厚生労働省大臣官房付) 厚生労働事務官	厚生労働事務官	厚生労働事務官
内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(内閣感染症危機管理統括庁)に転任させる	内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(内閣感染症危機管理統括庁)に転任させる	内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(内閣感染症危機管理統括庁)に転任させる
官補付)に転任させる	官補付)に転任させる	官補付)に転任させる
国家安全保障局に併任する	国家安全保障局に併任する	国家安全保障局に併任する
(財務省大臣官房付) 財務事務官	内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(内閣情報調査室)に転任させる	内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(内閣官房副長官補付)に転任させる
内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(内閣情報調査室)に転任させる	(財務省大臣官房政策金融課長)	内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(国家サイバーリスク調査室)に転任させる
内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(内閣情報調査室)に転任させる	大江 賢造	内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(国家サイバーリスク調査室)に転任させる
内閣官房副長官補付に併任する	木村 藍子	内閣官房副長官補付に併任する
内閣官房副長官補付に併任する	鈴木健太郎	内閣官房副長官補付に併任する
(内閣府大臣官房審議官)(経済統括室)に転任させる	成松 英範	内閣官房副長官補付に併任する
(内閣府大臣官房審議官)(経済統括室)に転任させる	榎原 翼	内閣官房副長官補付に併任する
内閣官房副長官補付に併任する	辺見 聰	内閣官房副長官補付に併任する
内閣官房副長官補付に併任する	蔣苗 浩司	内閣官房副長官補付に併任する
(厚生労働省大臣官房審議官)(医政、口腔健康管理、精神保健医療、災害対策担当)厚生労働事務官	内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(内閣官房副長官補付)に併任する(各通)	内閣事務官(内閣官房内閣参事官)(内閣官房副長官補付)に併任する(各通)

(厚生労働省大臣官房付) 厚生労働事務官	吉田 昌司
(内閣事務官(内閣官房内閣参事官(内閣総務官室))に併任する)	
(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(財政運営基本担当)) 内閣府事務官	川本 敦
(カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課長) 同	大野 由希
(金融庁総合政策局付) 同	松田 泰幸
(金融庁監督局付) 同	山崎 彩
(総務省大臣官房付) 総務事務官	福西 竜也
(財務省大臣官房参事官(関税局関税課担当)) 財務事務官	佐藤 伸樹
(財務省大臣官房付) 同	伊藤 大輔
(同) 同	足利 貴聖
(同) 同	高橋 麗子
(財務省主計局主計企画官(調査担当)) 同	横山 好古
(財務省主計局主計官(厚生労働第一係、第五係、第六係、第七係担当)) 同	澁谷 弘一
(厚生労働省大臣官房付) 厚生労働事務官	日野原友佳子
(同) 厚生労働技官	前田奈歩子
(同) 厚生労働事務官	安田 正人
(同) 同	澤口 浩司
(厚生労働省参事官(総合政策統括担当)) 同	高松 利光
(厚生労働省医政局地域医療計画課長) 厚生労働技官	岡 英範
(厚生労働省医政局参事官(医療情報担当)) 同	西嶋 康浩
(厚生労働省職安定局外国人雇用対策課長) 厚生労働事務官	木下 栄作
(厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長) 同	梶野 友樹
上田真由美 安藤 英樹	

(厚生労働省政策統括官(総合政策担当)同 内閣事務官(内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付))の併任を解除する	朝川 知昭
(厚生労働省大臣官房付) 厚生労働事務官	和田 幸典
(内閣事務官(内閣官房内閣参事官(内閣総務官室))の併任を解除する	吉田 太朗
(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(財政運営基本担当))内閣府事務官	形岡 拓文
(カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課長) 同	小長谷章人
(金融庁総合政策局付) 同	石谷 良男
(財務省大臣官房参事官(閑税局閑税課担当))財務事務官	伊藤 隆夫
(財務省大臣官房付) 同	佐藤 武広
(同) 同	藤野 拓
(同) 同	渡辺 政顕
(財務省主計局給与共済課長)	高橋 太朗
(財務省主計局主計官(厚生労働第一係、第五係、第六係、第七係担当)同	山本 康介
(厚生労働省大臣官房参事官(雇用環境政策担当))厚生労働事務官	末光 大毅
(厚生労働省大臣官房会計課会計管理官) 同	立石 祐子
(厚生労働省大臣官房付) 同	河村のり子
(同) 同	原田 朋弘
(厚生労働省参事官(総合政策統括担当)同	日野 力
(同) 同	宮下 雅行
(厚生労働省参事官) 同	宇野 勝己
(同) 同	安藤 公一
(厚生労働省医政局地域医療計画課長) 厚生労働技官	松瀬 勝巳
(厚生労働省医政局参事官(医療情報担当)同	堀 泰雄
(厚生労働省職業安定局雇用政策課長) 厚生労働事務官	吉田 彰子

公 告

細 報 告

有権者申出方

元当局所属公証人田邊豊の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月18日 金沢地方法務局

公 示 送 達

特許法第191条第1項（実用新案法第55条第2項、意匠法第68条第5項及び商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者

住所（居所）	氏名（名称）
東京都板橋区板橋二丁目24番9号エスペランサ102	古志 達也

埼玉県越谷市神明町2-397-3-205

京都府京都市伏見区深草北新町626番地5

東京都港区六本木5-16-35 麻布テラスアパートメント204

東京都足立区谷中2丁目5-3 グランヴィラ綾瀬101

東京都荒川区南千住8-8-1-903号

東京都板橋区仲宿12-12

東京都世田谷区南烏山5-20-9-205

Str. Trei Fintini nr. 4 MD-4301 Gogu Marin Căușeni(MD)

Proektiruemiy proezd No 4062, 6, Building 16, room 14-4 RU-115432 Moscow(RU)

米国 カリフォルニア州サンフランシスコ、11ストリート 179、3階

アメリカ合衆国 テキサス ダラス パークウェイ 15850

送達する書類

事件の表示	書類名
特4778979	手続却下の処分の謄本
特6169821	手続却下の処分の謄本
特5281605	手続却下の処分の謄本
商願2023-092249	手続補正指示書
商願2023-092250	登録査定の謄本
商願2023-104462	拒絶査定の謄本
トリスタン アーロン トーマス クラーク	商願2024-055708 拒絶査定の謄本
株式会社F e a Z e 1 e	商願2024-079279 拒絶理由通知書
諸星 健一	商願2024-016258 拒絶査定の謄本
株式会社A v a t a r	商願2023-068353 出願却下の処分の謄本
株式会社アドバンス	商願2024-048052 拒絶理由通知書
Gogu Marin	国際登録番号 1735170 拒絶査定の謄本
Limited liability company Friflex	国際登録番号 1621254 拒絶査定の謄本
モティーブ インコーポレーテッド	取消2024-300009 審決の謄本
ベケット メディア エルピー	取消2024-300311 審決の謄本

元当局所属公証人林田雅隆の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月18日 佐賀地方法務局

元当局所属公証人樋口祐子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月18日 長崎地方法務局

中華人民共和国ペイジン、チャオヤン・ディストリクト、ソンイー・サウス・ロード、ヤード38、ビルディング16、フロア1-24

88 Stevenson St., San Francisco CA 94105(United States of America)

50 Weston Street, Hartford CT 06120-1537(United States of America)

アメリカ合衆国、10022 ニューヨーク州、ニューヨーク、サード・アベニュー、800、サーティエイス・フロア

リキッド・ホールディングス・グループ、イ

取消2024-300067 請求書副本の送達通知

取消2024-670019 審決の謄本

取消2024-670020 審決の謄本

取消2024-670023 審決の謄本

取消2025-300067 請求書副本の送達通知

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年7月18日

隊員の免職処分

第8普通科連隊 1等陸士 花田 亜稀
自衛隊法第42条第1項第3号の規定により免職する。

令和7年7月18日
陸上自衛隊第8普通科連隊長
1等陸佐 中尾 圭介

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第70626号

愛知県豊橋市多米東町2丁目12番地の2

申立人 尾崎伊津夫

本籍東京都北区桐ヶ丘2丁目701番地、最後の住所東京都北区桐ヶ丘2丁目17番3-314号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和6年11月7日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和25年8月9日、職業無職
被相続人 亡 渡邊 幸廣

事務所東京都中央区銀座2丁目8番5号石川ビル6階 銀座共同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田口智香子

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

特許庁長官

令和7年（家）第70984号

東京都葛飾区柴又7丁目1番11号

申立人 株式会社トヨ一富士工

本籍東京都江戸川区松江2丁目3437番地、最後の住所東京都葛飾区柴又6丁目1番8号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和5年4月2日、出生の場所東京都東京市江戸川区、出生年月日昭和10年4月3日、職業無職
被相続人 亡 澤田美代子

事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号
日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎
催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第71264号

東京都大田区蒲田5丁目15番8号 蒲田月ビル4階東京南部法律事務所

申立人 長尾 詩子

本籍東京都大田区大森本町2丁目4番、最後の住所東京都大田区大森東4丁目40番10号ライプラリ大森東2番館、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和7年3月6日、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和16年12月1日、職業無職
被相続人 亡 高木 澤子

事務所東京都大田区蒲田5丁目15番8号蒲田月ビル4階東京南部法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長尾 詩子

相続財産清算人 弁護士 長尾 詩子
催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71299号

埼玉県八潮市古新田160番地1

申立人 越川 高嗣

本籍東京都墨田区東向島2丁目110番地、最後の住所東京都墨田区東向島2丁目31番1号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和7年2月15日、出生の場所東京都向島区、出生年月日昭和20年8月7日、職業無職

被相続人 亡 鳩谷 恒子

事務所東京都港区西新橋1丁目12番8号西新橋中ビル5階 ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 敦士

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71337号

東京都世田谷区赤堤2丁目24番2号

申立人 大塚 隆雄

本籍東京都世田谷区赤堤2丁目50番地、最後の住所東京都世田谷区赤堤2丁目10番16号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年7月26日、出生の場所東京都東京府東京市世田谷区、出生年月日昭和16年1月15日、職業無職

被相続人 亡 大塚 道雄

事務所東京都千代田区丸の内3丁目4番2号新日石ビル10階 田辺総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 英之

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90394号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍東京都町田市金森6丁目1381番地5、最後の住所東京都町田市金森6丁目31番4号、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和5年10月11日頃から20日頃までの間、出生の場所沖縄県コザ市、出生年月日昭和38年9月14日、職業不明

被相続人 亡 後田盛 匡

事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4かたくり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 天辰 悠

催告期間満了日 令和8年2月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90413号

東京都調布市小島町3丁目69番地2 第一荒井麗峰ビル2階

申立人 一般社団法人多摩南部成年後見センター

本籍東京都調布市小島町1丁目13番地、最後の住所東京都調布市国領町3丁目17番地25国領町3丁目第2アパート1-102号、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日令和7年2月19日、出生の場所東京都調布市、出生年月日昭和43年10月10日、職業無職

被相続人 亡 高齋 昭夫

事務所東京都千代田区六番町15番2号鳳翔ビル3階A みづば総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安藤 真一

催告期間満了日 令和8年2月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90434号

東京都狛江市中和泉5-33-3-604

申立人 前田 伊緒

本籍東京都中央区銀座1丁目5番地、最後の住所東京都三鷹市中原4丁目20番10号、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日平成16年11月29日、出生の場所東京市芝区、出生年月日昭和16年1月2日、職業無職

被相続人 亡 前田 愛於

事務所東京都青梅市東青梅1丁目5番地の5石川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石川 芳彦

催告期間満了日 令和8年2月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90474号

東京都立川市曙町2丁目34番7号ファーレイーストビル7階D1号室 立川北法律事務所

申立人 小林 光明

本籍東京都国分寺市日吉町1丁目40番地49、最後の住所東京都国分寺市日吉町1丁目40番地49、死亡の場所東京都国分寺市、死亡年月日令和6年12月14日、出生の場所福井県福井市、出生年月日昭和25年9月6日、職業無職

被相続人 亡 山本 啓子

事務所東京都立川市曙町2丁目34番7号ファーレイーストビル7階D1号室 立川北法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 光明

催告期間満了日 令和8年2月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90479号

東京都三鷹市下連雀2丁目25番15号

申立人 浮田 哲郎

本籍東京都三鷹市牟礼6丁目2020番地、最後の住所東京都三鷹市中原2丁目10番1号ニチイホーム三鷹II番館、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日令和7年1月5日、出生の場所東京都東京市蒲田区、出生年月日昭和15年2月7日、職業無職

被相続人 亡 高見 泰枝

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町1丁目11番18号Mビル403

相続財産清算人 弁護士 久保田 聰

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40449号

東京都世田谷区上用賀4-33-17-214

申立人 太刀川亚希

本籍東京都港区東麻布3丁目7番地3、最後の住所横浜市鶴見区東寺尾4丁目5番1-207号、死亡の場所神奈川県横浜市神奈川区、死亡年月日昭和29年12月5日、出生の場所東京都麻布区、出生年月日昭和19年3月3日、職業無職

被相続人 亡 牧野 修士

事務所横浜市中区元町5-196-13ウイーズ元町ビル7階

相続財産清算人 弁護士 庄司 宗弘

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40503号

神奈川県横浜市中区山下町74番地1大和地ビル7階

申立人 村上 貴久

本籍東京都新宿区若宮町27番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸北3丁目10番9-205号介護付有料老人ホーム アンリ茅ヶ崎、死亡の場所神奈川県茅ヶ崎市、死亡年月日令和6年11月16日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和4年12月7日、職業無職

被相続人 亡 武田 瞐子

事務所横浜市中区南仲通3丁目35番地横浜エクセルントⅢ9階

相続財産清算人 弁護士 中村真由美

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40514号

横浜市中区山下町30番地1パークコート山下公園201B

申立人 根本 雄司

本籍東京都目黒区自由が丘1丁目22番、最後の住所神奈川県横浜市中区本牧原3番1-706号、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日令和7年4月5日、出生の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭和23年3月15日、職業無職

被相続人 亡 三枝 春美

事務所横浜市中区相生町4丁目75番地JTB・YN馬車道ビル4階

相続財産清算人 弁護士 井原 純子

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3074号

神奈川県小田原市堀之内183番地

申立人 光明寺

本籍神奈川県足柄市三竹619番地4、最後の住所神奈川県小田原市堀之内187番地、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和4年11月3日、出生の場所神奈川県小田原市、出生年月日昭和22年8月1日、職業不詳

被相続人 亡 加藤 洋三

事務所神奈川県小田原市本町1丁目4番7号朝日生命小田原ビル402 おだわら総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 河合 郁

催告期間満了日 令和8年2月12日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第15059号

新潟市中央区古町通七番町1010番地

申立人 新潟県信用保証協会

本籍新潟県長岡市飯塚3812番地甲、最後の住所新潟県長岡市飯塚2708番地1、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和6年4月8日、出生の場所新潟県三島郡岩塙村、出生年月日昭和22年5月31日、職業会社役員

被相続人 亡 丸山 孝夫

新潟県長岡市城内町3丁目5-1レーベン長岡207号室長岡けやき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉森 芳博

催告期間満了日 令和8年1月31日

新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年(家)第8430号

石川県加賀市大聖寺上福田町ヌ56番地の4
申立人 曾根 裕
本籍石川県加賀市大聖寺永町ハ27番地9、最後の住所石川県加賀市高尾町ヌの1番地甲錦城学園、死亡の場所石川県加賀市、死亡年月日令和7年4月16日、出生の場所石川県加賀市、出生年月日昭和38年6月14日、職業無職
被相続人 亡 堀口 清作
石川県加賀市大聖寺東町1丁目9番地 2階
曾根司法書士・行政書士パートナーズ事務所
相続財産清算人 曾根 裕
催告期間満了日 令和8年1月31日
金沢家庭裁判所小松支部

令和7年(家)第5038号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍福井県大野市田野第17号18番地、最後の住所福井市羽水2丁目310番地、死亡の場所福井県鯖江市、死亡年月日令和6年11月8日、出生の場所福井県大野市、出生年月日昭和39年11月19日、職業製図設計士
被相続人 亡 堂下 德幸
福井市春山1丁目9番32号 YKビル1階
川村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川村 一司
催告期間満了日 令和8年2月3日
福井家庭裁判所

令和7年(家)第7064号

長野市大字広瀬326番地
申立人 傳田 裕子
本籍長野県長野市大字長野字新町302番地、最後の住所長野市大字栗田1935番地サーバス栗田中央403号、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和6年12月16日、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和31年12月31日、職業無職
被相続人 亡 上原 康男
長野市稻田1丁目35番26号
相続財産清算人 司法書士 檜山 大地
催告期間満了日 令和8年2月10日
長野家庭裁判所

令和7年(家)第7304号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍名古屋市北区杉栄町5丁目105番地、最後の住所名古屋市北区生駒町6丁目116番地、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和6年3月9日、出生の場所名古屋市東区、出生年月日昭和18年6月25日、職業不詳
被相続人 亡 加藤 信利
事務所名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
キリックス丸の内ビル802号池田総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石田 美果
催告期間満了日 令和8年2月13日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第1045号

東京都中央区日本橋本石町4丁目2番16号
申立人 あけぼの債権回収株式会社
代表者代表取締役 山口 隆
本籍愛知県半田市乙川殿町84番地、最後の住所愛知県半田市苗代町1丁目10番地の10、死亡の場所愛知県半田市、死亡年月日推定令和6年8月30日、出生の場所愛知県半田市、出生年月日昭和30年1月6日、職業不明
被相続人 亡 樺原 茂之
愛知県半田市広小路町151番地の14知多半田ステーションビル4階 弁護士法人リブレ半田事務所
相続財産清算人 弁護士 柴田 将人
催告期間満了日 令和8年2月6日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第2078号

愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地
申立人 岡崎信用金庫
本籍愛知県豊橋市富士見台4丁目6番地6、最後の住所愛知県豊橋市富士見台4丁目6番地の6、死亡の場所愛知県田原市、死亡年月日令和6年12月12日、出生の場所愛知県渥美郡渥美町、出生年月日昭和28年10月4日、職業自営業
被相続人 亡 青木 哲
事務所愛知県豊橋市中柴町9番地小林大悟法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 大悟
催告期間満了日 令和8年1月27日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家)第2082号

愛知県豊橋市豊岡町77番地の2
申立人 鈴木 康友
本籍愛知県新城市細川字上ノ山35番地、最後の住所愛知県豊橋市西新町92番地、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和7年2月18日、出生の場所愛知県渥美郡福江町、出生年月日昭和20年4月8日、職業美容師
被相続人 亡 鈴木 信子
愛知県豊橋市前田南町1丁目1番地の1 タワーレジデンスHADADA206 弁護士法人鈴木・上野総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上野 浩
催告期間満了日 令和8年2月1日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家)第45号

三重県名張市矢川787番地
申立人 谷内 雅子
本籍三重県多気郡多気町五佐奈671番地、最後の住所三重県名張市美旗中村2326番地名張育成園、死亡の場所三重県名張市、死亡年月日令和5年7月26日、出生の場所三重県多気郡佐奈村、出生年月日昭和24年11月2日、職業不明
被相続人 亡 井上 京子
三重県津市丸之内養正町7番3号山田ビル301号室
相続財産清算人 弁護士 鈴木 栄智
催告期間満了日 令和8年2月27日
津家庭裁判所伊賀支部

令和7年(家)第80708号

大阪府東大阪市横沼町1丁目14番13号
申立人 池澤 豊子
本籍大阪府東大阪市横沼町1丁目4番地、最後の住所大阪府東大阪市横沼町1丁目14番13号、死亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日令和7年1月1日、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和19年6月5日、職業無職
被相続人 亡 池澤美枝子
大阪府大阪市中央区伏見町2丁目5番7号岡田伏見町ビル5階
相続財産清算人 弁護士 杉山 洋史
催告期間満了日 令和8年3月2日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40269号

神戸市中央区多聞通3丁目3番16号 甲南第一ビル807号
申立人 村角 充彦
本籍長崎県佐世保市松川町87番地、最後の住所神戸市長田区房王寺町2丁目3番25号 長田すみれビレッジ、死亡の場所兵庫県神戸市須磨区、死亡年月日令和7年4月6日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和9年5月10日、職業無職
被相続人 亡 川野 妙子
神戸市中央区多聞通1丁目1番4号 のじぎくコーポ2階 坂田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坂田 智子
催告期間満了日 令和8年2月9日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70076号

兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地
申立人 加古川市長 岡田 康裕
本籍兵庫県加古川市野口町二屋180番地8・182番地4、最後の住所兵庫県加古川市野口町二屋182番地の4、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和6年6月1日頃、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和33年3月8日、職業不明
被相続人 亡 三好 満
事務所兵庫県姫路市北条1丁目285-10中はりま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松前 拓士
催告期間満了日 令和8年2月6日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第7045号

広島市安芸区中野7丁目56番12号
申立人 小早川 務
本籍山口県岩国市多田1141番地、最後の住所山口県岩国市横山3丁目12番11号、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日令和6年12月12日、出生の場所山口県玖珂郡岩国町、出生年月日昭和12年5月30日、職業無職
被相続人 亡 松野 典子
事務所山口県岩国市南岩国町4丁目56番22号
相続財産清算人 白木 裕二
催告期間満了日 令和8年2月1日
山口家庭裁判所岩国支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

令和7年(ヘ)第2号

北海道白糠郡白糠町西庶路西2条南3丁目4番地12
申立人 山田 明
権利の届出の終期 令和7年10月31日
令和7年6月23日 鈿路簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)所在 白糠郡白糠町岬二丁目
地番 2番10
地目 宅地
地積 173.66平方メートル
(2)登記年月日番号 鈿路地方法務局明治35年7月2日受付第595号
(3)登記した権利の内容

目的 賃借権設定
原因 明治35年7月1日設定
借賃 金30円

支払期 每年8月30日
存続期間 明治35年7月1日より明治37年12月30日まで
賃借権者 白糠郡白糠村番外地
上野 里吉

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第1090号

埼玉県鴻巣市人形4丁目3番112号
申立人 矢部 宏
本籍埼玉県北本市東間3丁目131番地1、最後の住所埼玉県北本市東間3丁目131番地
不在者 矢部 吉次
昭和3年1月20日生
届出期間満了日 令和7年10月24日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第1818号

大阪府大阪市鶴見区今津北4丁目3番21号
申立人 谷室喜代志
本籍三重県南牟婁郡御浜町大字上野92番地1、93番地、最後の住所大阪市東住吉区長吉出戸237番地
不在者 大坪 正典
昭和32年7月22日生
届出期間満了日 令和7年10月23日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第1869号

大阪市生野区田島4丁目6番28号
申立人 川畑 磯子
本籍大阪府大阪市天王寺区逢阪1丁目74番地、最後の住所大阪府大阪市天王寺区逢阪1丁目2番7号
不在者 高橋 禮子
昭和6年8月14日生
届出期間満了日 令和7年10月24日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第78号

北海道帶広市西3条南12丁目3番地 リブ
ウェル帶広703号室
申立人 深沢 裕子
本籍北海道江別市東光町17番地10、最後の住所埼玉県ふじみ野市上福岡5丁目8番12号
日閏荘104号
不在者 中野 孝樹
昭和36年8月15日生
届出期間満了日 令和7年10月24日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第2073号

大阪府枚方市高田2丁目24番1-202号
申立人 清水ひとみ
本籍大阪府枚方市山之上4丁目1177番地、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋2丁目5番23号
金ヶ崎開放会館
不在者 吉原 七郎
昭和8年11月1日生
届出期間満了日 令和7年10月27日
大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第299号

本籍愛知県岩倉市東新町燈明庵1番地、最後の住所愛知県岩倉市東新町燈明庵1番地岩倉団地36棟203号
不在者 鈴木 香苗
昭和2年5月5日生
令和7年6月20日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

令和6年(家)第643号

本籍大阪府藤井寺市道明寺4丁目6番、最後の住所大阪府藤井寺市道明寺4丁目6番29号
不在者 杉本 親廣
昭和26年11月25日生
令和7年6月24日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

令和6年(家)第361号

本籍香川県さぬき市大川町富田西2910番地、最後の住所香川県さぬき市大川町富田西2479番地
不在者 松岡 博
昭和7年3月27日生
令和7年6月24日失踪宣告審判確定

高松家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第11号

本籍長崎県松浦市調川町平尾免207番地30、最後の住所長崎県松浦市調川町平尾免207番地30
不在者 奥 数夫
昭和19年3月17日生
令和7年6月24日失踪宣告審判確定

長崎家庭裁判所平戸支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号

岐阜県美濃市曾代66番地
申立人 株式会社東海化成
代表者代表取締役 景山 昌治
申立人代理人弁護士 久保田 宏
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月3日
令和7年7月4日 古川簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 A D61824

金額 173,547円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 宮城県遠田郡美里町

支払場所 株式会社七十七銀行小牛田支店

振出日 令和6年12月19日

振出地 宮城県遠田郡美里町

振出人 株式会社渡辺採種場 代表取締役 渡邊修子

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 A D61845

金額 1,573,259円

支払期日 令和7年3月31日

振出日 令和7年1月17日

(2)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和7年(ヘ)第1号

埼玉県比企郡小川町大字高谷2452番地5

申立人 株式会社ビー・アンド・プラス

代表者代表取締役 亀田 篤志

申立人代理人弁護士 野本 俊輔

同 吉葉 一浩

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月26日

令和7年7月3日 宇都宮簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 Z D31924

金額 511,276円

支払期日 令和7年2月20日

支払地 栃木県宇都宮市

支払場所 株式会社足利銀行本店

振出日 令和6年12月23日

振出地 栃木県宇都宮市

振出人 藤井産業株式会社 代表取締役 藤井昌一

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第501号

神戸市兵庫区御崎本町2丁目10番25号1F

債務者 合同会社DEC

代表者代表社員 濱仲 慶彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野宗一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第954号

横浜市泉区下飯田町928番地45フジビューテラスゆめが丘201号

債務者 株式会社加藤事務所

代表者代表取締役 加藤 正夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 星原 正明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時10分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第648号

京都市南区上鳥羽菅田町67番地

債務者 株式会社田中建設

代表者代表取締役 田中 俊一

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 章博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時30分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第651号

京都府亀岡市曾我町南条向山12番地7

債務者 亀岡労働建設企業組合

代表者代表理事 田中 俊隆

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 章博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時30分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第150号

長崎県長崎市古賀町1018番地1

債務者 株式会社TAF

代表者代表取締役 田中 清隆

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福崎 博孝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後2時30分
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第3号

秋田県能代市字新山前146番地14

債務者 株式会社ヒューマス

代表者代表取締役 谷内 亮一

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時30分
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第116号

札幌市中央区南2条西10丁目1000番地24 TAKETOビル5階

債務者 株式会社TOC

代表者代表取締役 武山 志信

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上木 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第767号

山形県寒河江市本町1丁目4番16号

債務者 株式会社ブライト

代表者代表取締役 大森 正裕

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第104号

長崎県松浦市志佐町浦免1807番地

債務者 松浦貯蓄共済協同組合

代表者代表理事 田郷 信男

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古市 寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後2時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第305号

大阪府阪南市緑ヶ丘2丁目8番25号

債務者 株式会社戎

代表者代表取締役 金本 勝則

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 祐樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第24号

愛媛県西予市宇和町稻生218番地

債務者 株式会社南予都市開発

代表者代表取締役 薬師神有喜

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永井 卓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時
松山地方裁判所宇和島支部分

令和7年(フ)第288号

宮崎市江平東1丁目8番40号

債務者 株式会社桜屋酒店

代表者代表取締役 小野 博市

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 洲崎 達也

宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和6年(フ)第151号

千葉県木更津市西岩根1番22号 1号、前住所千葉県木更津市清見台2丁目27番4号

債務者 田中 宏司

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 古海 健一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時30分

- 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第278号

神奈川県厚木市下川入244番地3 ベルドミール6-B-201

債務者 石井 順次

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 和也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時30分

- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第353号

神奈川県伊勢原市串橋100番地の8

債務者 増井 繁行

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 宏明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時

- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第354号

神奈川県伊勢原市串橋100番地の8

債務者 増井 裕矢

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 宏明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時

- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第78号

千葉県君津市南子安2丁目17番30号

債務者 青木 誠

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢野 智之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第79号

千葉県君津市南子安2丁目17番30号

債務者 青木るみ子

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢野 智之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第1353号

名古屋市港区東茶屋2丁目280番地の4

債務者 小林 研介

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松井 隆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1474号

名古屋市千種区星が丘元町14番60号 サンコート星ヶ丘204号

債務者 原田一ノ心

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 章悟
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第262号

鹿児島市平川町3477番地1 平川ステーションハイツ201号

債務者 慎 周作

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白鳥 努
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第37号

北海道歌志内市字歌神14番地2

債務者 芳賀 晴美

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴崎 泰斗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和7年(フ)第916号

千葉市稻毛区小中台町655番地1 エクセルハイム城山107号

債務者 中嶋 佑輔

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬川 尚吾
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第974号

千葉市花見川区千種町231番地8 ボアコートKOURI N205号

債務者 岩撫 成真(旧姓川崎)

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村 謙介

4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1055号

千葉市稻毛区緑町1丁目9番11号 温緑町ガーデン305号

債務者 村木美桜子

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大久保佳織
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第786号

千葉県習志野市大久保2丁目7番21-106号

債務者 大塚 昭雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第845号

千葉県浦安市富士見5丁目1番8号 サンハイツ富士見

債務者 五ノ井敬子

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂口 靖
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第999号

千葉県市川市須和田1丁目26番20号

債務者 小島 尚人

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第173号

岩手県宮古市田鎖第1地割2番地5

債務者 鈴木 良太

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石橋 乙秀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第682号

千葉県市川市福栄3丁目10番19号(ヴィラメリディオ A101号)

債務者 山川 淳

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1044号

千葉県市川市大野町1丁目438番地17(コボ一光202号)

債務者 酒見 和志

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久常 雅世
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

- 7 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 8 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 9 破産管財人 弁護士 久常 雅世
- 10 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 11 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時
- 12 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1072号 千葉市中央区大巖寺町188番地9 アス フォート104号 債務者 神田 幹雄 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 秀大 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第938号 千葉市中央区新田町33番13号 P A L A C I O S H I N D E N 33-302号 債務者 北浦妃呂子(旧姓小林) 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永治 衣理 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第939号 千葉県船橋市習志野台4丁目68番20号 レオ ネクスト習志野台204号 債務者 松浦 翔 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蔵 俊英 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時40分 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第715号 宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字荒屋敷44番地 債務者 富田 久美 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 智之	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第760号 宮城県石巻市中央3丁目1番31号 債務者 實 誠 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小向 俊和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第762号 仙台市太白区東大野田12番38号 ロイヤルク レストⅢ番館102 債務者 羽川 豪 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 正人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第768号 仙台市太白区富沢西4丁目19番地の20 ガー デンコート富沢フラツツ301、従前の住所山 形市鳴南3丁目9番26号 シヤトウ・ド・ア ンジュ201号 債務者 大森 正裕 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時5分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第88号 茨城県下妻市下妻乙1012番地2 債務者 倉持 栄子 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平久 真	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 水戸地方裁判所下妻支部 令和7年(フ)第204号 大津市真野2丁目12番23号 債務者 M i x キッチン企画こと韓国k i t c h e n ザックコッコこと 西 未来 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 謙介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 大津地方裁判所民事部 令和7年(フ)第76号 滋賀県近江八幡市東川町576番地 債務者 きやんこと 要 めぐみ 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田嶋明日香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 大津地方裁判所彦根支部 令和7年(フ)第32号 滋賀県長浜市上野町270番地 債務者 田中 憲次 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 明宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係 令和7年(フ)第175号 奈良県生駒郡三郷町立野南1丁目23番1号 (405号室) 債務者 三崎 健 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西井 宏明	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 奈良地方裁判所破産係 令和7年(フ)第88号 広島市南区東雲2丁目13番12-515号 債務者 渡邊 弘志 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根石 英行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第590号 広島市佐伯区千同1丁目15番32-202号 債務者 岸 哲也 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉益 伸幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第23号 徳島県海部郡牟岐町大字中村字清水107番地 1 町営住宅清水団地 第8号 債務者 谷野 弘美 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 住吉 昭二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 徳島地方裁判所阿南支部 令和7年(フ)第26号 徳島県三好郡東みよし町昼間2790番地1 債務者 吉岡 高三 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梶野 正寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 徳島地方裁判所美馬支部
---	---	--	--

令和7年(フ)第28号

徳島県三好市井川町才長谷5番地
債務者 高島 久和

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫻井 彰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和7年(フ)第25号

愛媛県西予市宇和町稻生821番地1、前住所
愛媛県西予市宇和町稻生218番地
債務者 薬師神有喜

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永井 卓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和7年(フ)第34号

福岡県大川市大字三丸740番地2
債務者 江上 和博

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗山扶美香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第34号

福岡県八女郡広川町大字新代1389番地720
債務者 西尾 幸洋

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和7年(フ)第176号

沖縄県那覇市字松川438番地1 首里ハイム
観音堂前402
債務者 津嘉山郁代

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北澤 匡大

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第468号

兵庫県三田市相生町2番8-101号

- 債務者 水田 健史
- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 矢形幸之助

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第469号

兵庫県洲本市金屋450番地

- 債務者 立田淳子こと JIANG XINA
I 姜 新愛
- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 久米 知之

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第318号

兵庫県姫路市西脇746番地

- 債務者 石井 裕之
- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 瀬合 孝一

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時10分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第24号

大分県速見郡日出町大字大神1番地1 エルディム河野203

- 債務者 河野 太祐
- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 森若 利幸

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和7年(フ)第1636号

神奈川県茅ヶ崎市赤羽根474番地11

債務者 新谷 恒瑚

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 安達 健司

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時10分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第163号

佐賀市城内2丁目2番21号

債務者 山口由恵美

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 日野 和仁

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後1時50分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1424号

名古屋市瑞穂区下坂町2-38 Amber House Horita 1004、住民票上の住所三重県多気郡明和町大字行部409番地

5

債務者 伊藤 勇希

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 土井 洋佑

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3006号

大阪府茨木市十日市町6番4号 ヴィープル茨木 305号

債務者 神木 正和

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 北村 泰一

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時40分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第537号

堺市北区南花田町926番地7

債務者 キムラカリナリーサポートこと 木村 龍一

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 泉田 健司

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第968号

さいたま市大宮区仲町2丁目80番地1 K S・D i O 310

債務者 梶谷 祥子

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 金田 恒平

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時40分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第377号

千葉県柏市大津ヶ丘4-28-3 グレイス 203号室、住民票上の住所静岡市清水区楠新田396番地の1 エクセレントB407

債務者 中嶋 辰徳

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岡村 真央

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前10時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第40号

熊本県八代市鏡町鏡村461番地8

債務者 伊藤 賢明

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 宮川 輝之

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第973号

千葉県八千代市八千代台南3丁目25番8号

モンシェ3号館201

債務者 宮本 広之

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 菊地 浩平

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

<p>令和7年(フ)第757号 仙台市青葉区福沢町7番17—505号、従前の住所仙台市宮城野区大槻13番40—804号 債務者 佐藤 竜也</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大輔 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 <p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p>	<p>令和7年(フ)第1202号 名古屋市中川区八熊通4丁目45番地 ノルンⅡ稲本1005号 債務者 森 遼介</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 	<p>令和7年(フ)第146号 長崎県長崎市石神町2番1号 パージュ参番館602、旧住所東京都八王子市南大沢2丁目216番地1 アーバンライフ南大沢 207号 債務者 安西 碧</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 	<p>令和7年(フ)第163号 群馬県高崎市上小鳥町454番地8、前住所群馬県高崎市新保田中町760番地3 ハイツフレンド高崎101号 債務者 堀越 将来</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 前橋地方裁判所高崎支部
<p>令和7年(フ)第220号 北海道北斗市久根別4丁目28番30号 債務者 金澤 裕也</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 函館地方裁判所 	<p>令和7年(フ)第1351号 愛知県春日井市小野町4丁目3番地3 アーバンライフⅡ 203号 債務者 村瀬みゆき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 	<p>令和7年(フ)第148号 群馬県高崎市片岡町2丁目34番9号 スカイパレス202号室 債務者 笹野 周治</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 前橋地方裁判所高崎支部 	<p>令和7年(フ)第441号 埼玉県川越市砂新田1丁目7番地9 (サンロイヤルマンション103号室) 債務者 志村 憲人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで さいたま地方裁判所川越支部
<p>令和7年(フ)第57号 栃木県佐野市浅沼町250番地2 落合ハイツB 103号室 債務者 岩田 夕子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 宇都宮地方裁判所足利支部 	<p>令和7年(フ)第1577号 名古屋市北区新堀町26番地の2 ベルトピア上飯田201号 債務者 田口 岳範</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 	<p>令和7年(フ)第159号 群馬県高崎市新保町341-1 エストレージB202号室、住民票上の住所群馬県富岡市上黒岩1844番地1 債務者 野口 佳香</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 前橋地方裁判所高崎支部 	<p>令和7年(フ)第218号 岡山県倉敷市神田3丁目2番37号 ウイング神田D棟202号、転居前の住所岡山県倉敷市福田町福田2329番地6 債務者 岡部 良美 (旧姓片山)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
<p>令和7年(フ)第1163号 愛知県清須市春日夢の森1丁目7番地 春日俱楽部 債務者 船渡紀世彦</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 	<p>令和7年(フ)第137号 長崎県長崎市脇岬町3623番地13 債務者 松尾 葉月</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 	<p>令和7年(フ)第161号 群馬県藤岡市藤岡3227番地11 債務者 堀田 恋那</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 前橋地方裁判所高崎支部 	<p>令和7年(フ)第229号 岡山県倉敷市連島中央2丁目4番39—3号 債務者 武田 久美</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第104号 釧路市春採3丁目10番231号 債務者 小川 桂子 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 釧路地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第1035号 札幌市西区発寒3条3丁目6番18号 アメニティ3.3-203号 債務者 細川 幸子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1033号 埼玉県加須市久下1729番地3 債務者 関口 剛志 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1033号 札幌市西区発寒3条3丁目6番18号 アメニティ3.3-203号 債務者 細川夕喜乃 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1063号 埼玉県戸田市大字新曽31番地の1 ホワイトハイツ21-203号室 債務者 半藤 友輝 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第509号 埼玉県坂戸市花影町2番4号 債務者 菊地なつみ 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第1074号 埼玉県川口市前川3丁目25番11号 メゾンオリエンタル301号 債務者 小山田佳織 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第416号 札幌市北区篠路7条3丁目1番1号 債務者 遠山 雅之 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第394号 埼玉県富士見市大字水子4505番地1 第2山田ハイツ507 債務者 小林 和人 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1004号 札幌市西区発寒12条3丁目4番13号 あづみビル406号 債務者 小向るみ子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1087号 札幌市豊平区中の島2条3丁目6番13-305号 債務者 川村 武史 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1100号 北海道千歳市福住3丁目6番地の3 債務者 林 宏和 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1113号 札幌市白石区北郷2条9丁目2番17-801号 債務者 黒島 一理 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1121号 札幌市豊平区月寒東1条1丁目1番10号 スライプベア1・1-102号 債務者 濱田 敏浩 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1135号 札幌市白石区栄通7丁目1番9-406号 債務者 渋川 貴子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1135号 札幌市白石区栄通7丁目1番9-406号 債務者 渋川 貴子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1226号 札幌市東区北37条東1丁目5番4-201号 債務者 林 珠里亞（旧姓阿部） 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 高知地方裁判所破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年（フ）第119号 釧路市昭和中央1丁目30番27号 債務者 山下真希子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年（フ）第21号 北海道標津郡中標津町東23条南6丁目2番地9 コーポ東23条103 債務者 円谷 拓磨 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 釧路地方裁判所根室支部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係
令和7年（フ）第23号 北海道根室市西浜町2丁目68番地 西浜団地2棟10号 債務者 細野 祐史 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 釧路地方裁判所根室支部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（フ）第64号 福島県会津若松市馬場本町4番8号 シャトレーマンション306号室 債務者 鈴木 智徳	1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第44号

秋田県湯沢市千石町3丁目6番7号
債務者 岸田 夏林

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで

秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第58号

福島県耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平潟54番地
債務者 黒須 友樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第937号

東京都八王子市元横山町3丁目3番5号
債務者 佐々木 徹

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第54号

新潟県村上市羽黒町1番11-38号
債務者 山口 英之

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第55号

新潟県新発田市舟入町1丁目3番10号 ブリーザ・ハイツⅡ 102
債務者 富樫 恵

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第110号

香川県高松市郷東町580 馬場病院、住民票上の住所香川県善通寺市吉原町3170番地7

債務者 長谷川哲也
法定代表人成年後見人 長谷川 守

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第164号

香川県高松市新北町8番21-102号 オレンジコート

債務者 浪尾 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結**令和5年(フ)第644号**

千葉県柏市大島田56番地1、開始決定時の住所千葉県柏市大島田162番地1

破産者 山村 勝弘

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第30号

川崎市幸区古川町145番地

破産者 株式会社F T K H

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第93号

新潟県新発田市島潟1132番地1

破産者 株式会社本間建材

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

新潟地方裁判所新発田支部

令和6年(フ)第2708号

愛知県日進市藤島町相山51番地1

破産者 楽しい場所づくり株式会社

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第62号

神戸市北区藤原台南町5丁目4番地17

破産者 有限会社スマイル住介

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第138号

岡山市中区高屋366番地4

破産者 阪本運送有限会社

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第304号

鹿児島市新栄町24番11-2号

破産者 あろえはうす株式会社

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和2年(フ)第5329号

東京都荒川区東尾久3丁目8-14-302

破産者 亡照内桂子相続財産

- 1 決定年月日 令和7年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1224号

横浜市青葉区荏田町1150番地40 白亜館ビル303号室

破産者 株式会社ルーキストレーディング

- 1 決定年月日 令和7年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第21号

富山県射水市本町3丁目12番5号

破産者 株式会社ワタヤホーム

- 1 決定年月日 令和7年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定**令和6年(フ)第1782号**

愛知県瀬戸市西山町1丁目60番地の43

破産者 伊藤 貴子

- 1 決定年月日 令和7年7月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1426号
札幌市北区新川4条8丁目9番17号
破産者 白取 秀人

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第955号
埼玉県朝霞市根岸台7丁目16番40号、開始決定時の住所川崎市多摩区登戸2710番地6 第2ネスト向ヶ丘 601
破産者 入江 勇輝

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第220号
静岡県磐田市豊田西之島255番地4、前住所静岡県磐田市富丘33番地1
破産者 長松 孝俊

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第8号
北海道帯広市自由が丘2丁目10番地6
破産者 山本麻理子

1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和6年(フ)第1225号
横浜市青葉区荏田町1150番地40 白亜館ビル
303
破産者 鈴木 達也
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2053号
横浜市旭区左近山448番地3 左近山団地9
街区7棟405号
破産者 花岡 正恵
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2359号
横浜市保土ヶ谷区川島町1404番地 くぬぎ台
団地5-6棟502号
破産者 松口 典秋
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第126号
千葉県柏市宿連寺279番地5
破産者 安藤 誠一
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第180号
富山市八尾町福島7丁目58番地
破産者 吉村 勉

1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和5年(フ)第1113号
広島県吳市広吉松1丁目1番27号
破産者 小田原智典
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所吳支部

令和6年(フ)第202号
徳島県徳島市八万町下福万128番地の122
破産者 沖野美樹子
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第55号
鹿児島市小山田町2181番地1、前住所鹿児島市荒田2丁目55番13号 ユイグーラース202号
破産者 栗野 貴志
1 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで
2 一般調査期日 令和7年9月30日午前10時30分
令和7年7月8日
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第106号
岡山県津山市中北下1885番地
破産者 大天 岳子
1 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで
2 一般調査期日 令和7年9月8日午前10時30分
令和7年7月9日
岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第33号
長崎県諫早市幸町18番18号 田井原荘2-3号
破産者 津村 慎一

1 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで
 2 一般調査期日 令和7年10月8日午前10時
 令和7年7月9日
 長崎地方裁判所大村支部破産係

令和6年(フ)第119号

山口市大内氷上6丁目28番18号
 破産者 合同会社B l u c k I n c.
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
 2 一般調査期日 令和7年10月17日午前11時15分
 令和7年7月9日
 山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第133号

大分県別府市石垣西2丁目4番11号
 破産者 株式会社テクノレジャー
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
 2 一般調査期日 令和7年10月14日午前10時35分
 令和7年7月9日
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第3号

岡山県勝田郡奈義町西原662番地6
 破産者 クニトミこと 國富 春男
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで
 2 一般調査期日 令和7年9月22日午後1時30分
 令和7年7月9日 岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第17号

広島県三原市和田3丁目2番29号 リバーヒルズA 203号室
 破産者 鍛治畠裕昭こと 鍛治畠裕昭
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで
 2 一般調査期日 令和7年10月17日午前10時
 令和7年6月27日 広島地方裁判所尾道支部

債権者集会招集

令和5年(フ)第638号

大阪市東住吉区中野3丁目8番11-103号
 破産者 M K T サポートこと 丸山 崇
 1 期日 令和7年9月11日午後2時
 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
 令和7年7月2日

令和6年(フ)第1573号
大阪市旭区赤川2丁目7番9号 メゾンDE
リオ 401
破産者 佐藤 えみ(旧姓向井)
1 期日 令和7年9月8日午後2時30分
2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年7月2日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第549号
千葉県船橋市前原東4丁目10番1-103号
破産者 松田 稲子
異議申述期間 令和7年8月26日まで
令和7年7月8日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第323号

千葉県船橋市日の出2-13-6-205、住民票上の住所千葉县いすみ市岬町三門1136番地
破産者 小高 哲
異議申述期間 令和7年8月29日まで
令和7年7月4日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第374号
宮城県多賀城市伝上山1丁目5番6号 地域密着型特別養護老人ホーム風の音サテライト史、住民票上の住所宮城県多賀城市新田字西後23番地の1
破産者 渡邊けい子
異議申述期間 令和7年9月3日まで
令和7年7月9日
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第619号
千葉県市原市若宮1丁目23番地1 (株)若宮テクノサービス内
破産者 ト部 秀樹
異議申述期間 令和7年9月3日まで
令和7年7月9日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2042号
東京都目黒区原町2丁目1番19号
清算株式会社 株式会社AK
代表清算人 秋元 茂
1 決定年月日 令和7年7月4日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第1号

岐阜県中津川市苗木4869番地
清算株式会社 恵東精機株式会社
代表清算人 安藤 正樹
1 決定年月日 令和7年7月2日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岐阜地方裁判所多治見支部

監督命令

令和7年(再)第1号
滋賀県蒲生郡竜王町大字橋本603番地
再生債務者 英伸こと 浅原 淳
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2 监督委員 滋賀県彦根市佐和町3-15 千祥ビル4階 生駒法律事務所 弁護士 矢田圭
令和7年7月2日 大津地方裁判所彦根支部

再生手続開始

令和7年(再)第2号
静岡県富士市大淵1989番地の1
再生債務者 テイエッヂビーセンター株式会社
1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで

静岡地方裁判所富士支部

再生手続終結

令和4年(再)第36号
埼玉県本庄市いまい台2丁目47番地
再生債務者 株式会社平成P.C
1 主文 本件再生手続を終結する。
2 理由の要旨 再生計画の遂行
令和7年7月7日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第35号
栃木県さくら市氏家3467番地134
再生債務者 小野崎 学
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第38号

栃木県宇都宮市上籠谷町3051番地1
再生債務者 山口 芽花
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第12号

愛知県新城市玖老勢字野林4番地12
再生債務者 山田 義則
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第37号

栃木県宇都宮市中戸祭町789番地13
再生債務者 菅原 麻未
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月27日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第3号

秋田県能代市若松町1番4号
再生債務者 三浦 直輝
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで

秋田地方裁判所能代支部

令和7年(再イ)第111号

埼玉県さいたま市中央区本町西1丁目1番11号 ガーデン・サン・ホワイトII 205
再生債務者 南 貴子
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第39号

埼玉県草加市新善町417番地1 日神パレス
デージ草加新田208号
再生債務者 彦坂 俊也
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月25日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第112号

千葉県浦安市猫実1丁目5番17号
再生債務者 村山 大介
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第13号

長野市大字北尾張部479番地7 宮南ハイツ
11号
再生債務者 弓田 高弘
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第4号 長野県北佐久郡御代田町大字御代田3758番地 17 再生債務者 白田 利彦 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで 長野地方裁判所佐久支部	令和7年（再イ）第140号 札幌市北区屯田2条5丁目4番43-105号 再生債務者 杉岡 秀彦 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第33号 愛媛県松山市古川北3丁目3番8号 再生債務者 石井 純 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月14日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第268号 東京都中野区新井4-27-10-401 再生債務者 八田 晃典 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月9日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第6号 長野県佐久市大沢3705番地3 再生債務者 勝俣 徹也 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで 長野地方裁判所佐久支部	令和7年（再イ）第5号 青森県むつ市金谷1丁目18番39号 再生債務者 橋本 望 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月21日まで 青森地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第18号 栃木県佐野市大橋町1194番地16 再生債務者 松山 将也 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月26日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年（再イ）第276号 東京都葛飾区水元4-24-8 再生債務者 野村 浩 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月9日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第34号 兵庫県尼崎市南清水40番23-2号 再生債務者 木下 貴博 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第14号 栃木県那須塩原市三区町593番地61 再生債務者 松本 貴之 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月22日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年（再イ）第49号 岡山市中区下135番地3 再生債務者 岡本 勇 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月25日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第40号 神戸市東灘区向洋町中9丁目1番地の12 1014号 再生債務者 西坂 友滋 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月26日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第47号 兵庫県西宮市甲子園口3丁目10番17-304号 再生債務者 南 良樹 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第14号 静岡市駿河区中吉田10番62-305号 再生債務者 築地 伸治 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月22日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第197号 東京都江戸川区南篠崎町2-41-3-206 再生債務者 津波 祥太 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第15号 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第8地割43番地52 再生債務者 前田 憲臣 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年（再イ）第3号 長崎県島原市下宮町甲1865番地2 再生債務者 石橋 司朗 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第58号 静岡市駿河区中吉田10番62-305号 再生債務者 築地 伸治 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月21日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第239号 東京都豊島区要町1-32-7-201 再生債務者 重井 優樹 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	

令和7年(再イ)第15号

宮城県遠田郡美里町字素山町133番地

再生債務者 吉木裕一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年(再イ)第10号

茨城県神栖市大野原2丁目7番3号

再生債務者 小笠原利隆

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月10日まで

水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(再イ)第12号

茨城県鹿嶋市大字平井1360番地27 ファーストハイツ鳩塹202

再生債務者 小田倉達也

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月10日まで

水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(再イ)第11号

群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田116番地

再生債務者 小泉市太郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月10日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第272号

新潟県長岡市大島新町2丁目甲1467-2

再生債務者 田村 竜也

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第294号

東京都江戸川区篠崎町8-13-6 パークサイド1 102

再生債務者 春山 智三

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第43号

川崎市多摩区南生田7丁目8番1-701号

再生債務者 加藤 圭子

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第8号

新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮野2980番地の1

再生債務者 斎藤 雅也

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月10日まで

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(再イ)第22号

富山市婦中町西ヶ丘1番地349

再生債務者 上田 康幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで

富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第22号

三重県津市白塚町2866番地 ハイツドヌールA棟205号室

再生債務者 高橋 優太

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第48号

京都市西京区大原野西境谷町4丁目12番地5

再生債務者 山崎 淳司

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月25日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第77号

大阪府八尾市太田新町2丁目95番地の4

再生債務者 黒木商店こと 黒木 清隆

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第51号

堺市北区常磐町3丁11番地6 ときわハイム602号

再生債務者 山崎 義幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年9月3日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第14号

島根県雲南市大東町飯田378番地内1 (前住所) 島根県松江市宍道町宍道22番地

再生債務者 永原 涼

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで

松江地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第26号

広島県東広島市高屋町小谷1406番地555

再生債務者 山根 剛志

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第9号

福岡県田川郡福智町赤池970番地20

再生債務者 渡部 一

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで

福岡地方裁判所田川支部

令和7年(再イ)第39号

大分市高城本町9番11-202号 サンライズハイツ高城

再生債務者 後藤 正広

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月10日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

<p>令和7年（再イ）第24号 鹿児島市平川町721番地1 再生債務者 芝野 智幸 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年8月27日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 令和7年（再イ）第28号 盛岡市三ツ割5丁目18番40号 グレイスコート203号 再生債務者 加藤 稔勝 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月4日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年（再イ）第20号 群馬県伊勢崎市馬見塚町2334番地7 スリー・エス201 再生債務者 久保田 智 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月11日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年（再イ）第105号 横浜市神奈川区白幡上町23番13号 ヴェラハイツ白楽103号 再生債務者 小林 司 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第42号 新潟市南区赤浜1099番地 再生債務者 五幣 光子 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月11日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第50号 新潟市東区下山1丁目227番地7 再生債務者 豊岡 拓海 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月11日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第10号 島根県出雲市斐川町直江3991番地2 グリーンパークなおえ137 再生債務者 西山 春菜 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで 松江地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第24号 香川県高松市成合町490番地31 再生債務者 今村 陽一 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月4日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第212号 神奈川県藤沢市辻堂太平台1丁目17番14号 再生債務者 大河原 昇 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月8日 横浜地方裁判所第3民事部再生係</p>	<p>令和6年（再イ）第269号 横浜市鶴見区東寺尾中台2番5-1号 再生債務者 田中 純次 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月8日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第50号 東京都練馬区東大泉5-43-1-1305 再生債務者 渡邊 貴将（旧姓山崎） 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月25日まで 令和7年7月8日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第76号 東京都墨田区両国4-12-5-803 再生債務者 多田 英彰 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月25日まで 令和7年7月8日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第113号 東京都豊島区西池袋5-26-23 再生債務者 小松 聰 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月25日まで 令和7年7月8日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第154号 埼玉県所沢市宮本町1-16-20-102 再生債務者 大橋健太朗 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月25日まで 令和7年7月8日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第5号 岩手県花巻市松園町661番地10 再生債務者 佐々木悦子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月10日 盛岡地方裁判所花巻支部 令和7年（再イ）第35号 茨城県水戸市姫子1丁目303番地の1 グラン・ブリック水戸610号（申立時の住所 千葉市中央区田町769番地3ベレーネ増鳴301号） 再生債務者 工藤 真宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月9日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第6号 栃木県足利市福居町1222番地8 再生債務者 坂口ミゲルこと サカグチ マエ・シキ ミゲル エドワルド 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで 令和7年7月9日 宇都宮地方裁判所足利支部 令和7年（再イ）第20号 埼玉県川口市芝5丁目15番37号 再生債務者 岩本 吉和 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで 令和7年7月9日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年（再イ）第19号 岩手県北上市北鬼柳19地割126番地10 再生債務者 佐々木悦子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月10日 盛岡地方裁判所花巻支部 令和7年（再イ）第5号 岩手県花巻市松園町661番地10 再生債務者 佐々木則暉 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月10日 盛岡地方裁判所花巻支部</p>
---	---	---

令和7年(再イ) 第6号	茨城県土浦市小岩田東2丁目17番19号 再生債務者 小林 英樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(再イ) 第19号	静岡県焼津市南小川1丁目2番地の3 ア ネックス小川公園101号室 再生債務者 八巻 和彦(旧姓甲谷) 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ) 第3号	石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘1丁目62番地19 再生債務者 岩本 大輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月10日 金沢地方裁判所民事部
令和6年(再イ) 第23号	長野県松本市浅間温泉3丁目7番17号 コー ポコウエイ6号室 再生債務者 岩岡 秀光 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月9日 長野地方裁判所松本支部
令和7年(再イ) 第8号	長野県松本市波田2172番地9 再生債務者 大角 知幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月9日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ) 第5号	愛知県一宮市音羽3丁目11番1-403号 野 黒住宅 再生債務者 高嶋 勝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月9日 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(再イ) 第8号	愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字福1189番地G r a c i o u s 201号(前住所) 愛知県丹羽 郡扶桑町大字高雄字東寺子71番地2 再生債務者 野村 充花 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月9日 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(再イ) 第3号	三重県伊賀市阿山ハイツ1406番地の158 再生債務者 前川 達哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月9日 津地方裁判所伊賀支部
令和7年(再イ) 第175号	大阪市住吉区我孫子東3丁目10番6-706号 再生債務者 丹羽 和久 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ) 第201号	大阪府吹田市五月が丘東12番8-107号 再生債務者 横川 隆幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ) 第1号	群馬県太田市内ヶ島町1531番地1 プライム ハイツ203号 再生債務者 花田 拓海 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月10日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(再イ) 第5号	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3356番地 再生債務者 村田 翠友 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月9日 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(再イ) 第18号	岡山県瀬戸内市長船町福岡33番地1 再生債務者 柴垣アイリーンこと SHIBA GAKI IRENE AMPILON 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月9日 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ) 第11号	新潟市西区寺尾前通2丁目10番地30 再生債務者 佐藤 正紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 新潟地方裁判所民事部
令和7年(再イ) 第1号	福岡県田川市大字奈良1520番地23 後藤寺東 団地13-1-3 再生債務者 上野 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月8日 福岡地方裁判所田川支部
令和6年(再イ) 第15号	高知市梅ノ辻3番19号 再生債務者 山口 充夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月10日 高知地方裁判所民事部個人再生係 小規模個人再生による変更再 生計画認可
令和4年(再イ) 第1号	茨城県日立市東多賀町3丁目17番12-303号 再生債務者 乗峯 哲朗 1 主文 本件変更再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月18日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 変更再生計画には、民事再生法に定める不認可 の決定をすべき事由はない。 令和7年7月4日 水戸地方裁判所日立支部 給与所得者等再生による再生 手続開始
令和7年(再口) 第8号	埼玉県和光市新倉3丁目7番83号 再生債務者 川野 純也 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令 和7年8月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(再口) 第10002号	栃木県宇都宮市駒生町1024番地28 再生債務者 羽石 公一 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令 和7年8月21日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部

<p>令和7年（再口）第1号 鳥取県西伯郡大山町御来屋535番地1 再生債務者 阪本晋太郎</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで</p> <p style="text-align: center;">鳥取地方裁判所米子支部</p> <p>令和7年（再口）第10025号 東京都八王子市高尾町1546番地 再生債務者 串田 紀之</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月10日まで</p> <p style="text-align: center;">東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和6年（再口）第10号 横浜市緑区寺山町745番地13 グリーンハイツ寺山1号棟509号 再生債務者 阿部 夏美</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで</p> <p style="text-align: center;">横浜地方裁判所第3民事部再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</p> <p>令和6年（再口）第17号 札幌市豊平区美園7条1丁目2番14号302 再生債務者 西 雅己</p> <p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月24日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由</p> <p>3 2の書面の提出期間 令和7年8月7日まで 令和7年7月10日</p> <p style="text-align: center;">札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年（再口）第1号 兵庫県淡路市久留麻2387番地 ベルリード久留麻101号室 再生債務者 瀬合 裕文</p>	<p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月5日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由</p> <p>3 2の書面の提出期間 令和7年8月7日まで 令和7年7月10日</p> <p style="text-align: center;">神戸地方裁判所洲本支部破産再生係 給与所得者等再生による再生計画認可</p> <p>令和7年（再口）第1号 奈良県五條市田園5丁目13番地の3 再生債務者 伊谷 賢司</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月30までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月4日</p> <p style="text-align: center;">奈良地方裁判所五條支部個人再生係</p> <p>令和6年（再口）第2号 茨城県鹿嶋市大字和2307番地4 再生債務者 江原 弘樹</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月2日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月9日 水戸地方裁判所麻生支部</p> <p>令和7年（再口）第1号 福島県須賀川市森宿字横見根25番地6 再生債務者 相樂 和也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月10日</p> <p style="text-align: center;">福島地方裁判所郡山支部再生係 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告</p> <p>次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において</p>	<p>て、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。</p> <p>令和7年（チ）第2号 兵庫県高砂市曾根町2049番地の1 申立人 濱本 郁子 住所・居所 不明 (最後の住所及び不動産登記記録上の住所) 鳥取県鳥取市雲山340番地 所在等不明共有者 亡福田芳江相続財産</p> <p>届出期間満了日 令和7年9月8日</p> <p>令和7年7月7日 熊本地方裁判所</p> <p>(別紙) 物件目録</p> <p>所在 熊本市東区画団町大字下無田字瀬ノ江 地番 1851番 地目 田 地積 66平方メートル 共有者 亡出田清二郎相続財産共有持分 7分の1</p> <p>令和7年（チ）第8号 熊本県下益城郡美里町豊富83番地 申立人 後藤 孝信 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 下益城郡美里町豊富83番地 所有者 亡北川輝子相続財産</p> <p>届出期間満了日 令和7年9月8日</p> <p>令和7年7月7日 熊本地方裁判所</p> <p>(別紙) 物件目録</p> <p>所在 下益城郡美里町豊富字園 地番 28番1 地目 畑 地積 7414平方メートル</p> <p>2 所在 下益城郡美里町豊富字前 地番 156番1 地目 畑 地積 224平方メートル</p> <p>3 所在 下益城郡美里町豊富字前 地番 163番1 地目 田 地積 537平方メートル</p> <p>4 所在 下益城郡美里町豊富字橋ノ谷 地番 1209番 地目 畑 地積 1062平方メートル</p>
---	---	--

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十六日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十二日

掲載頁

四十二頁

(号外第一三〇号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十八日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は絶ずに合併を決定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁

四十二頁

(号外第一三三二号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

(甲) 株式会社エクスプレーン

代表取締役 石田 有

群馬県前橋市駒形町一四八一番地一

(乙) 株式会社コスマック

代表取締役 石田 有

(甲) 株式会社エクスプレーン

代表取締役 石田 有

静岡県富士市島田町一丁目五〇番地WOR

(乙) 株式会社コスマック

代表取締役 石田 有

(甲) 株式会社エクスプレーン

代表取締役 石田 有

静岡県富士市島田町一丁目五〇番地WOR

(乙) 株式会社コスマック

代表取締役 石田 有

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は絶ずに合併を決定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

(甲) 株式会社エクスプレーン

代表取締役 石田 有

静岡県静岡市葵区追手町九番二六号

(乙) 公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団

代表理事 河合 辰哉

(甲) 公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

代表理事 千葉 一道

静岡県静岡市葵区追手町九番二六号

(乙) 公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財团

代表理事 河合 辰哉

(甲) 公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

代表理事 千葉 一道

静岡県静岡市葵区追手町九番二六号

(乙) 公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財团

代表理事 河合 辰哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は絶ずに合併を決定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 有価証券報告書提出済

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁

五十五頁

(号外第一四六号)

(乙) 有価証券報告書提出済

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁

五十五頁

(号外第一四六号)

(甲) 興和株式会社

代表取締役 三輪 芳弘

名古屋市中区錦三丁目六番二九号

(乙) 興和株式会社

代表取締役 三輪 芳弘

東京都千代田区神田司町二丁目一番地

(甲) 株式会社グローバル

代表取締役 山本 晃義

埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目一八番九号

(乙) 株式会社イーストンワーカス

代表取締役 奈良 弘行

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の社員総会の承認決議は令和七年六月三日、乙の評議員会の承認決議は同年六月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年六月十六日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年六月十二日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三〇号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年六月十八日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は絶ずに合併を決定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年七月十八日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年七月十八日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は絶ずに合併を決定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年七月十八日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により日東ベスト株式会社(乙)、山形県寒河江市幸町四番二七号)の冷凍食品等の販売に関する事業の一部(一般消費者に対する直接販売事業)の権利義務を承継する

会社の承認決議は令和七年六月三日、乙の評議員会の承認決議は同年六月十八日に終了しております。効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を絶ずるに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年六月十六日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年六月十二日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三〇号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年六月十八日

掲載頁

五十八頁

(号外第一三三二号)

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社ランドネクスト(乙)、住所 東京都千代田区内神田一丁目七番六号北大手町ビル)の不動産販売にかかる事業及びこれに附帯関連する事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により東京都港区芝浦三丁目一番二号ビル(乙)、山形県寒河江市幸町四番二七号)の冷凍食品等の販売に関する事業の一部(一般消費者に対する直接販売事業)

会社の承認決議は令和七年六月三日、乙の評議員会の承認決議は同年六月十八日に終了しております。効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を絶ずるに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付

令和七年六月十六日

掲載頁

五十八頁

<p

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する本社機能及び子会社管理機能その他の事業(乙が保有する子会社の株式を含む。)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月30日
掲載頁 七十四頁(号外第一二〇号)

令和7年7月18日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号パレスビル五階
(甲) 株式会社B C J - 9 6
代表取締役 杉本 勇次

東京都千代田区一番町八番地八
(乙) 株式会社ヨーク・ホールディングス
代表取締役 石橋誠一郎

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号パレスビル五階
(甲) 株式会社B C J - 9 6
代表取締役 杉本 勇次

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業(液体危険物貨物を中心としたタンククターミナル・総合物流倉庫・配達事業・販売・リース事業)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月31日
掲載頁 一〇二頁(号外第七十二号)

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年6月30日
掲載頁 七頁
令和7年7月18日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目一番三号
(甲) セントラル・タンクターミナル株式会社
代表取締役 宮川 靖嘉

横浜市鶴見区大黒町三番一〇〇号
(乙) 内外輸送株式会社
代表取締役 宮川 靖嘉

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年7月11日
掲載頁 五十六頁(号外第一六〇号)

令和7年7月18日
横浜市神奈川区菅田町一九五三番地の一
(甲) 株式会社愛たまご
代表取締役 齋藤 大天
(乙) 株式会社愛鶏園
代表取締役 齊藤 拓

横浜市神奈川区菅田町二九五四番地
(甲) 株式会社愛たまご
代表取締役 齊藤 大天
(乙) 株式会社愛鶏園
代表取締役 齊藤 拓

組織変更公告

当法人は、労働者協同組合に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の名称は子育て支援ワーカーズブーム

のいえ労働者協同組合とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の名称は子育て支援ワーカーズブーム

令和7年7月18日
茨城県潮来市日の出六一一六一一〇

I I D A 合同会社
代表社員 飯田 志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和7年8月二十日であり組織変更後の商号は長樂株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は長樂株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社k o u t e nとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A Bとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A Bとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

令和7年7月18日
愛知県清須市清洲一六六八番地

合資会社カトウ
代表社員 加藤 丈人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和7年8月二十日であり組織変更後の商号は株式会社k o u t e nとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A Bとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A Bとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社S I D E L A B A B C O M P A N Yとします。

令和7年7月18日

福岡市早良区四箇二丁目二番五三号

合資会社プライム
代表社員 春日 達也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号はI D A商事株式会社とします。

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九千五百万円減少する」といたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十八日
掲載頁 四十四頁 (号外第一五九号)
令和七年七月十八日
北海道河東郡鹿追町鹿追北四線五番地
株式会社しかおい水素ファーム
代表取締役 野口 浩
資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二千六百四十五万五千八百二十五円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://lightz-inc.com/jr/>

令和七年七月十八日
茨城県つくば市千現二丁目一番地六
株式会社LIGHTZ
代表取締役 乙部 信吾
資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百萬円減少し一千萬円とする」といたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://www.law-japan.com/koukoku/egypt/index.php>

令和七年七月十八日
東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号
ジメント株式会社
代表取締役 山崎 勉
資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二千二百八十五万六千円減少し、令和七年七月一日から令和七年八月三十一日までの日を払込期日とする株式の発行があつた場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を金五千万円とすることにいたしました。

令和七年七月十八日
茨城県つくば市千現二丁目一番地六
株式会社LIGHTZ
代表取締役 乙部 信吾
資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百萬円減少し一千萬円とする」といたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://about.colorfulcast.com/kokoku>

令和七年七月十八日
東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号渋谷ヒカリエ三三F
カラフルキャスティング株式会社
代表取締役 松本 豊季
資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金四千五百万円減少し五千五百円とする」といたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://prime-gate.com/jr/pdf/kessankoukoku_240930.pdf

令和七年七月十八日
山口県宇部市床波一丁目六番一三号
株式会社ブライムゲート
代表取締役 梅田 芳直
準備金の額の減少公告
当社は、令和七年九月一日を効力発生日とする株式会社愛鶴園との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することになりました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://k.secure.freece.co.jp/companies/206346 announces>

令和七年七月十八日
東京都荒川区南千住八丁目五番七号白鬚西R&Dセンター三〇一号室
イントロン・スペース株式会社
代表取締役 今井 茂雄
準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を一億三千二百九十五万円減少し、減少額全額を資本準備金とする」といたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 紙 官報
掲載の日付 令和六年十二月二十七日
掲載頁 七十一頁 (号外第三〇五号)
令和七年七月十八日
東京都港区赤坂二丁目一〇番九号
DFree株式会社
代表取締役 中西 敦士
資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億三百七十三万五千五百円減少し、一億円とする」といたしました。
また、令和七年七月十八日から令和七年八月二十日までの日を払込期日とする株式の発行が一部が行使された場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を一億円とする」といたしました。減少する資本金額の全額を資本準備金とします。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://about.colorfulcast.com/kokoku>

令和七年七月十八日
兵庫県西宮市神園町一五番五一号
合同会社WING BASE
代表社員 中島安紀子
資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金四千五百万円減少し五千五百円とする」といたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://www.prime-gate.com/jr/pdf/kessankoukoku_240930.pdf

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千五百万円、資本準備金の額を四億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.mtic.jp/koukoku>

令和七年七月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社イーグル

代表取締役 吉田 善

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円、資本準備金の額を九百万円減少し、それ一千二百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十四日

掲載頁 一四〇頁 (号外第一六一號)

令和七年七月十八日

大阪府堺市南区赤坂台一丁五八番一号

株式会社T e T o T e

代表取締役 宮崎 寛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月四日を基準日と定め、同日○時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年八月十二日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公表します。

令和七年七月十八日

福島県福島市松浪町四番二三号

代表取締役社長 村上 徹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月五日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年八月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公表します。

令和七年七月十八日

京都市上京区淨福寺通上立売上る大黒町六八九番地一

株式会社テムザック

代表取締役 高本 陽一

代表取締役 川久保勇次

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月十八日

東京都渋谷区代々木五丁目五九番三号

インクステクニカルサービス株式会社

代表取締役 小作 祐史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月十八日

愛知県西尾市宮町二六〇番地

金山化成株式会社

代表取締役 金山 亮

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月十八日

愛知県西尾市赤坂台一丁五八番一号

株式会社T e T o T e

代表取締役 宮崎 寛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月四日を基準日と定め、同日○時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年八月十二日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公表します。

令和七年七月十八日

福島県西尾市米津町雨堀五二番地

株式会社キンテック

代表取締役 米津 長治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月十八日

愛知県西尾市米津町雨堀五二番地

株式会社キンテック

代表取締役 大桑 弘嗣

定款変更につき通知公告

当社は、芝浦産業株式会社を完全親会社とする旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月十八日

大阪市福島区福島七丁目二〇番一号

日本流通産業株式会社

代表取締役社長 大桑 弘嗣

定款変更につき通知公告

当社は、弁済から除外します。

令和七年七月十八日

大阪府八尾市萱振町一丁目三五番地の九

相続財産清算人 仲野 勇季

限定期認公告

国籍韓国、最後の住所大阪府豊中市寺内二丁目一一番一四一一号

被相続人 亡 大河在保こと 李 在祐

右被相続人は令和七年二月十二日死亡し、その相続人は令和七年七月十四日大阪家庭裁判所にて

限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月十八日

東京都港区港南一丁目六番四号

芝浦鋼材株式会社

代表取締役 大川 伸幸

株式移転につき株券等提出公告

当社は、稲岡ホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月十八日

神奈川県茅ヶ崎市高田四丁目四番五号

稲岡ホーム建設株式会社

代表取締役 稲岡 武義

限定期認公告

本籍兵庫県尼崎市武庫之荘五丁目二六七番地、最後の住所兵庫県西宮市山口町下山口一六五〇番地二六なくさ白寿荘

被相続人 亡 荻 義幸

右被相続人は令和七年四月十日死亡し、その相続人は令和七年七月七日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定期認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月十八日

千葉県千葉市緑区あすみが丘一丁目二四一四E一〇一

相続財産清算人 荻 雅博

限定期認公告

本籍京都府西京区桂上豆田町三九番地、最後の住所大阪府大阪市中央区瓦屋町二丁目一八番七一八〇二号

被相続人 亡 仲野 公男

右被相続人は令和七年五月七日死亡し、その相続人は令和七年七月十一日大阪家庭裁判所にて限定期認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月十八日

大阪府八尾市萱振町一丁目三五番地の九

相続財産清算人 仲野 勇季

限定期認公告

本籍京都府西京区桂上豆田町三九番地、最後の住所大阪府大阪市中央区瓦屋町二丁目一八番七一八〇二号

被相続人 亡 仲野 公男

右被相続人は令和七年五月七日死亡し、その相続人は令和七年七月十一日大阪家庭裁判所にて限定期認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月十八日

大阪府八尾市萱振町一丁目三五番地の九

相続財産清算人 仲野 勇季

限定期認公告

本籍韓国、最後の住所大阪府豊中市寺内二丁目一一番一四一一号

被相続人 亡 大河在保こと 李 在祐

右被相続人は令和七年二月十二日死亡し、その相続人は令和七年七月十四日大阪家庭裁判所にて

限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月十八日

東京都品川区西品川一丁目一一番一号

LINE Pay株式会社

代表取締役社長 CEO 前田 貴司

令和七年七月十八日

大阪府豊中市寺内二丁目一一番一七〇九号

限定期認公告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津東二丁目四番、最後の住所大阪府大阪市住吉区長居一丁目一四番一一一〇三号

被相続人 亡 安井 史子

右被相続人は令和七年四月七日死亡し、その相続人は令和七年七月十五日大阪家庭裁判所にて限定期認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月十八日

奈良県北葛城郡王寺町久度五丁目三番五一一三〇一号

限定期認公告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津東二丁目四番、最後の住所大阪府大阪市住吉区長居一丁目一四番一一一〇三号

被相続人 亡 安井 照昌

右被相続人は令和七年六月三十日をもって資金移動業の全部を廃止いたしました。

令和七年七月十八日

奈良県北葛城郡王寺町久度五丁目三番五一一三〇一号

限定期認公告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津東二丁目四番、最後の住所大阪府大阪市住吉区長居一丁目一四番一一一〇三号

被相続人 亡 安井 照昌

右被相続人は令和七年六月三十日をもって資金移動業の全部を廃止いたしました。

令和七年七月十八日

奈良県北葛城郡王寺町久度五丁目三番五一一三〇一号

限定期認公告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津東二丁目四番、最後の住所大阪府大阪市住吉区長居一丁目一四番一一一〇三号

被相続人 亡 安井 照昌

右被相続人は令和七年六月三十日をもって資金移動業の全部を廃止いたしました。

令和七年七月十八日

奈良県北葛城郡王寺町久度五丁目三番五一一三〇一号

限定期認公告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津東二丁目四番、最後の住所大阪府大阪市住吉区長居一丁目一四番一一一〇三号

被相続人 亡 安井 照昌

右被相続人は令和七年六月三十日をもって資金移動業の全部を廃止いたしました。

令和七年七月十八日

奈良県北葛城郡王寺町久度五丁目三番五一一三〇一号

限定期認公告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津東二丁目四番、最後の住所大阪府大阪市住吉区長居一丁目一四番一一一〇三号

被相続人 亡 安井 照昌

右被相続人は令和七年六月三十日をもって資金移動業の全部を廃止いたしました。

令和七年七月十八日

奈良県北葛城郡王寺町久度五丁目三番五一一三〇一号

限定期認公告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津東二丁目四番、最後の住所大阪府大阪市住吉区長居一丁目一四番一一一〇三号

被相続人 亡 安井 照昌

右被相続人は令和七年六月三十日をもって資金移動業の全部を廃止いたしました。

令和七年七月十八日

奈良県北葛城郡王寺町久度五丁目三番五一一三〇一号

限定期認公告

